

令和 8 年度 総合事業訪問型短期集中予防サービス事業業務委託仕様書

姫路市介護予防・日常生活支援総合事業短期集中予防サービス事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日制定。以下「実施要綱」という。）に規定する総合事業訪問型短期集中予防サービス事業（以下「訪問型短期集中予防サービス事業」という。）の業務委託について次のとおり仕様を定める。

1 委託業務の名称

令和 8 年度 総合事業訪問型短期集中予防サービス事業業務委託

2 委託業務の目的

医療・保健専門職から個別性に応じた助言・指導を短期間に集中的に受けることにより、日常生活に支障のある生活行為を改善し、介護を要する状態になることを予防するとともに、利用者自らが介護予防の取り組みを継続するために積極的に地域での活動に参加し、自立した生活ができるようになることを目的として実施するものとする。

3 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日

4 利用者

次に掲げる要件のいずれにも該当する者で、事業提供の必要性があると市長が認めるものとする。

- (1) 姫路市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成 29 年 3 月 29 日制定。）第 4 条第 1 項に規定する第一号事業の対象者
- (2) 生活機能向上の明確な意思があり、訪問型短期集中予防サービス事業の利用終了後は自立した生活を送る意思が確認された者
- (3) 医療・保健専門職によるリハビリテーション（診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）に規定する診療報酬の対象となるものに限る。）、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション又は介護予防訪問看護の提供を受けていない者
- (4) 介護予防ケアマネジメントにおいて訪問型短期集中予防サービスの利用が適切と評価された者

5 業務内容

(1) 開始時評価

利用者の意向及び介護予防ケアマネジメントを実現するために訪問型短期集中予防サービス事業評価表（様式 1-1、様式 1-2）と同様の評価を事業開始時に行う。

(2) 個別支援計画の作成

開始時評価に基づき日常生活に支障のある生活行為の改善等に向けた個別目標を設定し、訪問型短期集中予防サービス事業計画書・報告書（様式 2）を作成する。

(3) 関係者との連携

介護予防ケアマネジメントを担当する者（以下「介護支援専門員」という。）と協力し訪問型短期集中予防サービス計画の内容について、サービス担当者会議等を活用して介護予防サービス事業所等と共有し効果的な支援に努める。また、その内容を訪問型短期集中予防サービス事業担当者会議報告書（様式3）に記録する。

(4) 支援

個別目標を達成するために必要な具体的な動作の工夫や環境調整等に関する助言及び指導を行う。

(5) 終了時評価

個別目標の達成状況と訪問型短期集中予防サービス事業終了後の方針を決定するために、開始時と同様の評価を行い、利用者及び介護支援専門員に報告する。（様式2）

6 事業の実施者

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「医療・保健専門職」という。）が実施すること。なお、必要に応じ医療・保健専門職が従事する事業所の看護師と連携して実施するものとする。

7 実施方法

(1) 医療・保健専門職は、利用者の居所その他、生活行為の改善を必要とする場所を訪問して実施すること。

(2) 実施期間は概ね3か月以内とし、最終の実施は、開始日から9週目以後に実施すること。

(3) 実施回数は、7回を限度とする。また、1か月の実施回数は3回を限度とする。

(4) 1回当たりの実施時間は、概ね1時間とする。

8 事業開始までの支援

(1) 開始前相談

利用者から事業利用の相談があった場合は、介護支援専門員と連携して事業の目的、内容、利用料等について説明し協議を行うこと。

(2) 主治医との連携

利用者から事業利用に係る相談を受けた場合は、主治医に文書で指示を得ること。なお、主治医が作成する文書作成費用の自己負担分については、利用者の負担であることの同意を得て主治医と連携を行うこと。

(3) 利用申込の支援

事業に関する説明、主治医の意見をもとに実施対象者の事業利用の意向が確認できた場合は、利用者の事業利用申込の支援を行うこと。

9 報告

(1) 利用者ごとに業務終了月の翌月10日までに様式1-1、様式1-2、様式2、様式3を市へ提出すること。

(2) 利用者が訪問型短期集中予防サービス事業の利用を中止した場合は、市長及び介護支援

専門員にその旨を報告すること。

1 0 実施体制等

人員、設備、運用の基準等は、実施要綱のとおりとする。実施要綱に定めのない事項に関しては、指定訪問看護事業所または指定訪問リハビリテーション事業所の指定にかかる省令に準ずる。

1 1 委託料

(1) 委託料

①実施場所が、家島町、夢前町、安富町を除く姫路市内の場合は、利用者1人1回当たり8,654円とする。

②実施場所が、家島町、夢前町、安富町の場合は、利用者1人1回当たり9,091円とする。

(2) 請求方法

完了報告書（様式4、様式5）を作成し、事業実績のあった翌月の10日までに市に報告し、完了確認後に市へ請求書（様式6）を提出すること。

1 2 利用料金

実施対象者からは、利用料金等の金銭を徴収しないこと。

1 3 その他

(1) 情報公開

受託事業者の基本情報及び人員配置、事業実績等の情報を公開することを承諾すること。

(2) 連携

市及び担当の地域包括支援センター及び介護支援専門員との連携を密にすること。

(3) 従事者の資質の向上

市並びに兵庫県が主催する研修及び会議等に積極的に参加し、サービスの質の向上に努めること。

(4) その他

この仕様書及び事業の詳細に疑義が生じた場合は、随時、姫路市と協議の上決定すること。